

宮津中学校いじめ防止対策委員会

1 本校のいじめ防止対策に係る基本方針

- 別紙「宮津市立宮津中学校いじめ防止基本方針」を参照

2 いじめ防止等対策に係る組織体制

(1)名称：宮津中学校いじめ防止対策委員会

(2)組織体制 校内委員会（必要に応じて緊急対応チームを編成）

必要に応じて、拡大委員会を招集する。

(3)構成

校内委員会（学校）：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任（加配）、教育相談主任、
人権教育主任、学年主任 養護教諭、SC、SSW

※ 必要に応じて、宮津市教育委員会指導主事を招聘することもある。

拡大委員会：校内委員会に加えて

学校関係者：PTA本部役員から2名、学校評議員、

宮津市教育委員会：指導主事、市適応指導教室指導主事

(4)組織の役割

ア 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正

イ いじめの相談・通報の窓口

ウ 関係機関、専門機関との連携

エ いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

オ いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定

カ 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかの判定

キ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査

ク 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

(5)運営方法

ア 「いじめ防止対策委員会」は毎週月曜日に開催する。なお、緊急に必要な時は、適宜、開催する。

イ 委員長は校長とし、生徒指導主任もしくは生徒指導加配が事務運営を行う。

ウ 緊急対応チームは、生徒指導加配を中心に適宜組織する。

3 その他